

困ったときは  
米原市消費生活相談窓口へ  
(米原庁舎1階)  
相談専用 ☎52-8088  
受付 平日 9時30分~16時

2013. 4/15

編集  
発行

米原市役所

広報秘書課

## 強引な健康食品の「送りつけ商法」にご注意!

### 事例①

「1か月前にご注文いただいた健康食品を本日発送します」と電話がかかってきた。注文していないと断ると「電話で注文を受けている。録音が残っている。支払わないなら裁判をする」とすごまれた。



### 事例②

宅配業者から「今から商品を届けます。代金の用意をお願いします」と電話があった。注文していなかったが配達された代金引換の健康食品を受け取ってしまった。



### 事例③

「無料サンプルを送りたい」と電話があったので承諾すると、いつの間にか契約したことになるでいて、請求書の入った代金引換の商品が配達されてきた。



### アドバイス



頼んでもいないのに健康食品を送りつけてきて、代金をだまし取る悪質商法が急増しています。

このように一方的に商品を送りつけてくる商法を「送りつけ商法(ネガティブオプション)」といいます。「注文していない!」「断っていたのに送ってきた」場合は代金を払う必要はありません。

- 代金引換(代引き)で届いた場合は受け取り拒否もできますが、参考のために業者名や連絡先をメモしておきましょう。一旦払ってしまうと返金は困難になります。
- 届いた商品を受け取ってしまった場合、業者に連絡して着払いで返しましょう。そのままにしておく場合は、受け取った日から14日間の保管後、自由に処分できます。

今後は健康食品以外の商品を送ってくる可能性もあります。注文していないときはきっぱり断り、注文したかよくわからないときはその場で承諾せず注文したことの確認をしてから判断しましょう。

また、その他にも次々と新しい手口によって、消費生活のトラブルが発生しています。「国民生活センター」のウェブサイトなどを時々確認して、最新の動向をチェックしましょう。



●国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

〒521-8501  
滋賀県米原市下多良三丁目3番地  
☎0749(5)26627  
☎0749(5)5195



発行日 平成25年4月11日(木)  
Eメール koho@city.maibara.lg.jp  
公式サイト <http://www.city.maibara.lg.jp/>



人口40,577人(-79) 男19,892人(-34) 女20,685人(-45) 世帯数13,811世帯(+18)

人のうごき

65歳以上の人口 10,444人 高齢化率 25.74% ※カッコ内は前月との比較【平成25年4月1日現在】